

新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための熊本市立学校及び幼稚園の臨時休業措置の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大されました。本市においても依然として感染者は拡大傾向にあり、専門家会議からも学校の再開時期を慎重に見極める必要があるとの見解が示されていることなどを踏まえ、学校保健安全法第20条に基づく、熊本市立学校及び幼稚園の臨時休業措置の期間を、下記のとおり延長することとなりました。

保護者の皆様におかれましては、これまで同様ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 臨時休業措置を延長する期間

臨時休業措置の期間を、令和2年（2020年）5月31日（日）まで延長します。

2. 臨時休業期間中のご家庭での指導について

ご家庭では以下の4点について引き続きご指導よろしくお願いいたします。

(1) 臨時休業の趣旨をしっかりと理解し行動する。

- ・基本的に自宅で過ごし、不要不急の外出を控える。
- ・三つの「密」を避ける。

(2) 課業日と同様に基本的な生活習慣を守り、心と体のバランスを保って、生活のリズムを崩さないようにする。

(3) 毎日、自分で健康観察を行い、感染予防や健康管理に努める。

(4) スマートフォンやゲームの使用時間や使用方法には十分注意する。

3. 臨時休業期間中の児童生徒等の学習について

現在実施しているインターネットを活用した朝の健康観察や課題の確認、そして夕方の課題の提出等につきましては、延長後も引き続き実施します。決まった時間には起床し、時間を決め計画的な学習が進められるようご指導お願いします。また、熊本市教育センターのホームページを参照され、オンライン教材等も活用されてください。

4. 部活動について

学校教育活動である部活動については、臨時休業措置の末日までの間は休止とします。また、グラウンドの開放も実施しないこととされています。

5. 臨時登校日について

予定していました以下の臨時登校日は実施します。

- ・2、3年生・・・4月27日（月）9時登校（11時下校予定）
- ・1年生・・・4月30日（木）9時登校（11時下校予定）

※5月7日以降の臨時休業期間中における臨時登校日は、当面の間中止とします。

6. 入学式について

5月8日（金）に予定していました入学式は、中止とします。